# 参議院常任委員会調査室 · 特別調査室

論題	第 211 回国会法律案等 NAVI 「日・米宇宙協力に関する枠組協定」
著者 / 所属	目黒晋太郎 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	455 号
刊行日	2023-4-14
頁	36-37
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip pou_chousa/backnumber/20230414.html

- ※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。
- ※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 日・米宇宙協力に関する枠組協定

### 1. 宇宙開発と国際規範

1957年にソ連がスプートニク1号を宇宙に打ち上げたのを皮切りに、宇宙空間の利用とそれを規律する国際規範が進展してきた。1959年に国連の下に設置された宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)(2023年1月現在、日本を含む102か国が加盟)と、その下部組織である法律小委員会を中心に条約の作成作業が行われてきた。1963年に宇宙空間の探査及び利用は全人類の利益のために行うとの基本原則を規定した「宇宙活動法原則宣言」が国連総会で採択されると、1966年に同決議の内容を条約化した「宇宙条約」が採択され、1967年に発効した。同条約は天体と宇宙空間における領有の禁止、探査・利用・立入りの自由、平和的目的の利用等を規定しており、その後も同条約の内容を補足する様々な条約が国連総会で採択されてきた(表を参照)。なお、日本は①~④を批准し、⑤は未批准である。

条約名 (略称) 発効 主な内容 ①宇宙条約 1967年 宇宙空間の探査・利用・立入りの自由、平和的目的の利用等を規定 ②宇宙救助返還協定 1968年 宇宙船の事故あるいは緊急着陸の際の宇宙飛行士への援助等を規定 ③宇宙損害責任条約 1972年 地上第三国や宇宙空間で生じた被害に関する打ち上げ国の責任等を規定 ④宇宙物体登録条約 1976年 宇宙物体の登録簿の保管、打ち上げられた物体の情報提供等を規定 ⑤月協定 1984年 月等の天体に関する天然資源の将来の探査及び開発の規制等を規定

表 国連総会で採択された宇宙に関する条約

(出所) 筆者作成

#### 2. 日米宇宙協力と国会提出の経緯

宇宙空間における国際規範が確立されていく中で、日本は米国を含む他国との宇宙開発協力を推進してきた。日米間では、1969年に「宇宙開発協力取極」が交わされ、1995年には宇宙の探査及び利用における共同活動の損害賠償責任に係る相互放棄を定めた「日米宇宙損害協定」が締結された。2013年からは民生分野及び安全保障分野の両面における日米間の宇宙協力について包括的に意見交換を行う枠組みとして「宇宙に関する包括的日米対話」が開催されており、宇宙ゴミ(デブリ)の人工衛星への衝突等を回避するために宇宙物体の観測や追跡を行う宇宙状況監視(SSA)や、米国GPS及び日本の準天頂衛星システム(QZSS)の連携などの協力が実施されている。また、多国間の枠組みでは、常時有人の民生用国際宇宙基地を構築し、宇宙環境を利用した種々の実験、地球・天体観測を行う「国際宇宙基地協力計画(ISS計画)」に日本、米国、カナダ、ロシア、欧州宇宙機関加盟国が参加している。

2019年5月、米航空宇宙局(NASA)が、火星探査を視野に入れつつ、月面の持続的な探査を目指す米国主導の国際宇宙探査計画「アルテミス計画」を発表すると、日本も同

年10月に同計画への参画を表明し、2020年10月13日、同計画を念頭に置いた宇宙探査や宇宙利用に関する基本原則を定めた「アルテミス合意」」に日米を含む8か国が署名した(2023年3月10日現在、23か国が署名)。その後、日米間では月周回軌道上の有人拠点(ゲートウェイ)に関する協力や、いずれか一方の国の人工衛星に他方の国の機器を搭載するホステッド・ペイロード協力が進展した。

上記の協力について、日米両政府間ではこれまで個別の案件ごとに交換公文を作成し、当該交換公文に基づく協力に日米宇宙損害協定を適用するために同協定の附属書を修正することで詳細を取り決めていたが、各国の宇宙空間における技術開発競争が活発化する中で、より迅速に協力を実施できる新たな法的枠組みが求められるようになった。2023年1月13日、ワシントンにおいて、林外務大臣とブリンケン国務長官との間で「日・米宇宙協力に関する枠組協定」(以下「本協定」という。)の署名が行われ、同年2月28日、第211回国会(常会)に本協定(閣条第3号)が提出された。なお、本協定の署名に先立つ2023年1月11日の日米安全保障協議委員会(日米「2+2」)において、日米両国は宇宙領域に関し、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、一定の場合には「日米安全保障条約第5条の発動につながることがあり得ること」を確認するなど、安全保障分野における連携も一段と強化された。

#### 3. 本協定の主な内容

本協定は、日米間の個別の宇宙協力を行う際の基本事項について包括的に定める。具体的には、両国の実施機関(JAXA、NASA等)による共同活動の特定の条件については、本協定に基づく実施機関間の実施取決めで定めることを規定する(第3条)。また、共同活動の円滑化を図るため、必要な物品及びソフトウェアの輸出入に係る税の免除義務及び手数料免除の努力義務(第5条)、必要な物品及び技術データの移転(第8条)、共同活動における発明や共同活動から生ずる著作物の知的財産権の保護(第9条)を規定する。加えて、他の国連宇宙条約の規定に沿う形で、損害に関する責任の相互放棄が適用される範囲やその制限、代位請求の際の責任放棄の仕組み²(第12条)、宇宙物体の登録の在り方や宇宙物体・宇宙空間にある自国民等の管轄権の保持(第13条)を規定する。さらに、惑星保護措置の適用(第14条)、軌道上デブリの低減のための計画の作成(第15条)、歴史的又は科学的な価値を有する月の地点の保全等の規定も盛り込まれている(第16条)。

なお、日米両国はそれぞれ他の国や国際機関との宇宙開発協力を進めているが、本協定は他の国や国際機関との協力に影響を及ぼすものではなく(第18条)、書面による合意により改正することができる(第19条)。本協定は両国が本協定の効力発生のために必要なそれぞれの法的手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力が生ずる(第20条)が、米国議会の本協定の承認手続は不要である。

めぐろ しんたろう (目黒 晋太郎・外交防衛委員会調査室)

<sup>1</sup> 同合意は政治的宣言にとどまり、条約ではない。

<sup>2</sup> 本協定の成立に伴い、現行の日米宇宙損害協定が終了する予定。